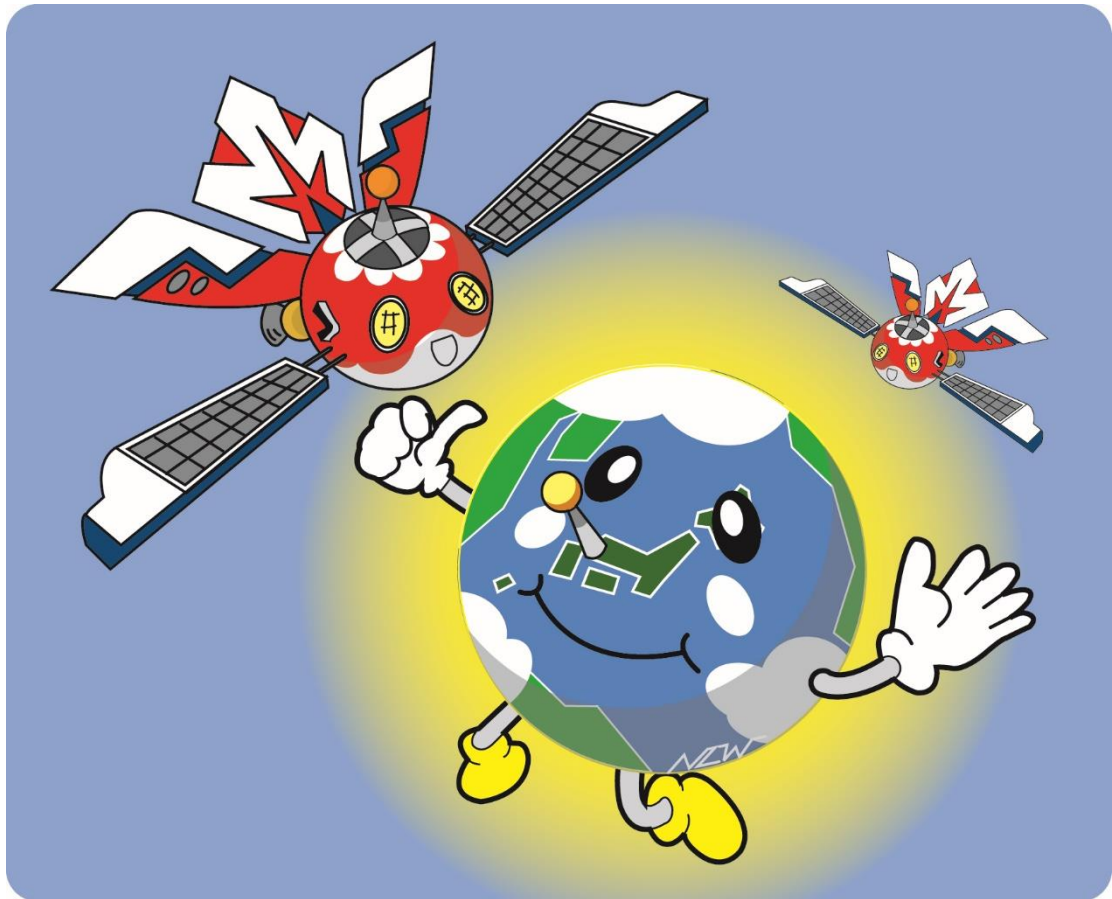


平成 19 年 (2007 年)	4 月	制定
平成 25 年 (2013 年)	3 月	全面改正
平成 30 年 (2018 年)	3 月	改正
令和 5 年 (2023 年)	3 月	改正

## 柳井市役所エコ・オフィスプラン(第4期)

～ 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) ～



令和5年(2023年)3月

柳井市

## — 目次 —

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
<b>第2章 計画に関する基本的事項</b> .....	<b>2</b>
1 計画の目的 .....	2
2 計画期間と基準年度 .....	2
3 計画の対象範囲及び対象施設 .....	3
4 対象とする温室効果ガス .....	4
5 上位計画及び関連計画との位置付け .....	5
<b>第3章 温室効果ガスの排出状況</b> .....	<b>6</b>
1 温室効果ガスの排出状況 .....	6
(1) 温室効果ガス排出量の推移 .....	6
(2) 温室効果ガス排出量の算定方法 .....	7
2 事務・事業に伴うエネルギー・資源の使用状況 .....	8
3 温室効果ガスの排出割合 .....	10
<b>第4章 計画の目標</b> .....	<b>13</b>
1 温室効果ガスの削減目標 .....	13
<b>第5章 目標達成に向けた取組</b> .....	<b>16</b>
1 取組の基本方針 .....	16
2 取組項目 .....	16
3 SDGs（持続可能な開発目標）との関わり .....	16
4 目標と取組内容 .....	18
(1) 省エネ機器等の導入 .....	18
(2) 再生可能エネルギーの導入 .....	18
(3) 次世代自動車の導入 .....	19
(4) 建築物の建設・管理等における配慮 .....	19
(5) 省資源・省エネルギーの推進 .....	20
(6) 環境負荷の低減に配慮した物品等の購入・使用 .....	21
(7) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 .....	22
(8) 職員の環境保全意識の向上 .....	22
5 数値目標 .....	23
<b>第6章 推進体制と進行状況の公表</b> .....	<b>24</b>
1 推進体制 .....	24
2 進行管理 .....	25
3 進行状況の公表 .....	25
<b>参考資料</b> .....	<b>26</b>

文中の「\*」が付加された語句の説明は、用語集（P.38～）に記載しています。

## 第 1 章 計画策定の趣旨

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。例えば、氷河の融解、海面水位の変化、洪水や干ばつなどの発生、そして陸上や海の生態系や、食料生産、健康などの人間への影響が観測されています。

地球温暖化の主な要因としては、人間の活動によって排出される温室効果ガスの増加があげられています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、令和 3 年（2021 年）8 月に公表した第 6 次評価報告書において、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と初めて明記されました。

平成 27 年（2015 年）12 月に、パリで開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、京都議定書以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を産業革命前に比べ 2℃よりも低く保つとともに、1.5℃に抑えるために努力することが掲げられています。平成 30 年（2018 年）の IPCC 特別報告書では、1.5℃の上昇を抑えるためには、令和 32 年（2050 年）頃には、二酸化炭素の排出を正味ゼロにすることが必要であると示されました。この報告書を受け、世界各国で、令和 32 年（2050 年）までのカーボンニュートラル\*を目標として掲げる動きが広がっています。

国においては、地球温暖化対策の更なる推進を図るため、平成 10 年（1998 年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むように、その責務と役割を定めました。また、令和 3 年（2021 年）10 月には政府の総合計画である地球温暖化対策計画を 5 年ぶりに改定して、令和 32 年（2050 年）にカーボンニュートラル\*を実現するように気候変動対策を推進し、令和 12 年度（2030 年度）に温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減すること、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しました。

本市では、地球温暖化対策推進法に義務付けされている地方公共団体実行計画（事務事業編）として「柳井市役所エコ・オフィスプラン」を平成 19 年度（2007 年度）に策定した後、平成 24 年度（2012 年度）及び平成 29 年度（2017 年度）に改正し、市の事務・事業に伴う環境負荷を低減させて温室効果ガスの排出を抑制するよう取り組んできました。このたび、第 3 期の計画期間が終了し、地球温暖化対策計画や令和 4 年（2022 年）2 月に行った「柳井市ゼロカーボンシティ宣言」に即して全般的に見直しを図り、「柳井市役所エコ・オフィスプラン（第 4 期）～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」(以下、「本計画」という。)を策定します。

## 第2章 計画に関する基本的事項

### 1 計画の目的

本計画は、市役所自らが事業者及び消費者であるとの認識のもと地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、政府の総合計画である地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

### 2 計画期間と基準年度

本計画の期間は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とし、取組実績や社会情勢の変化、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。なお、前計画期間が令和3年度（2021年度）で終了し、前計画の取組を基本的に継続して推進していることから、改定年度である令和4年度（2022年度）を開始年度としています。

また、基準年度は地球温暖化対策計画に即し、平成25年度（2013年度）とします。

図1 計画期間イメージ

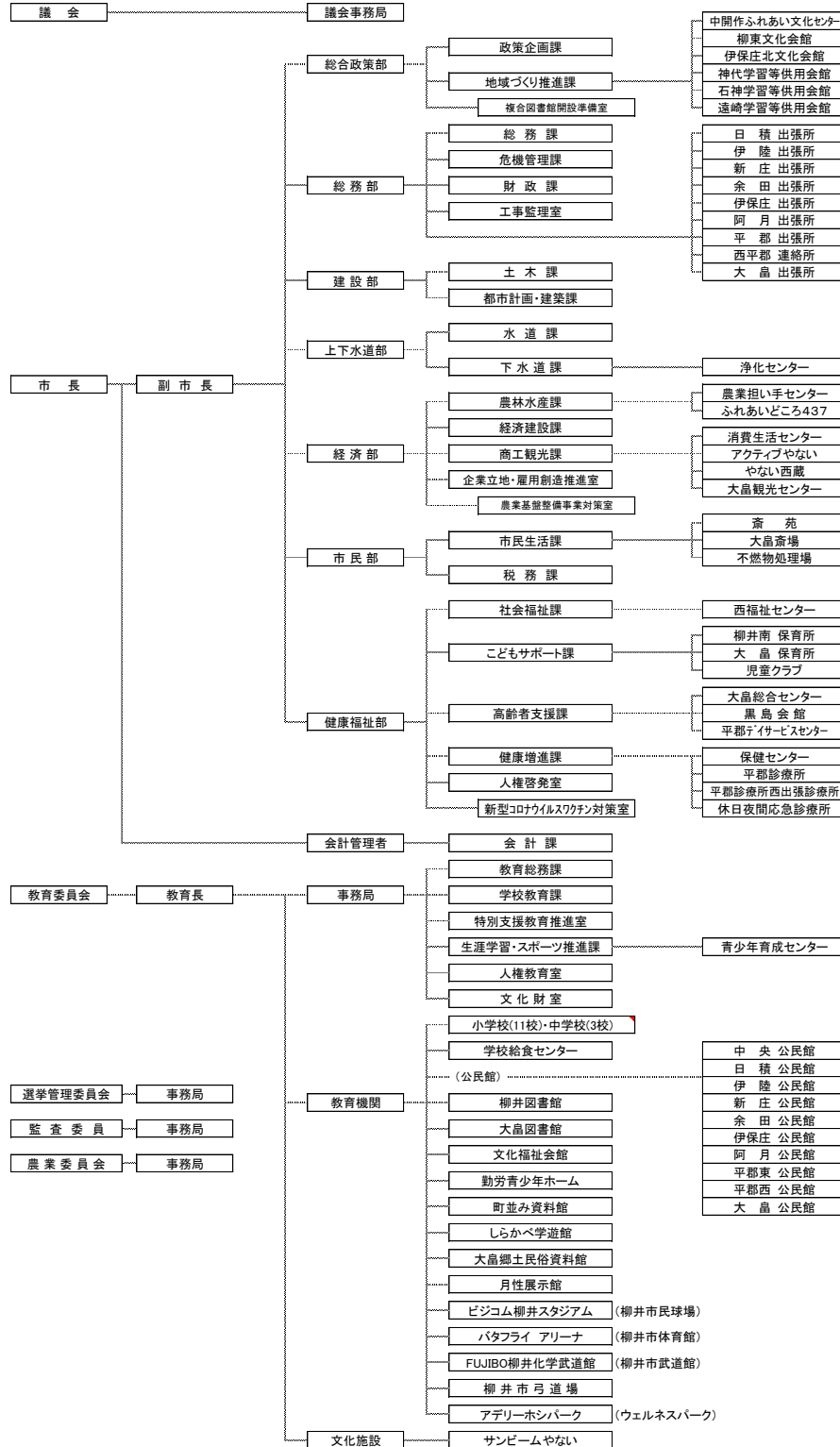
年 度	平成25 (2013)	…	令和4 (2022)	令和5	令和6	令和7	令和8 (2026)	…	令和12 (2030)
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				目標 年度		中期 目標
計画期間									

### 3 計画の対象範囲及び対象施設

本計画の対象範囲は、市が行う全ての事務・事業を対象とします。

対象施設・設備は、庁舎及び出先機関（指定管理者施設を含む。）の施設など、財産区を除く市が所有又は賃借している全ての施設・設備とし、対象組織は図2のとおりです。

図2 本計画の対象組織



#### 4 対象とする温室効果ガス

本計画における温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）を対象物質とします。他に地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する温室効果ガスには、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）がありますが、市の事務・事業において排出量全体に占める割合が極めて小さく、排出量を把握・算定することが極めて困難なため、暫定的な措置として本計画では算定対象外とします。

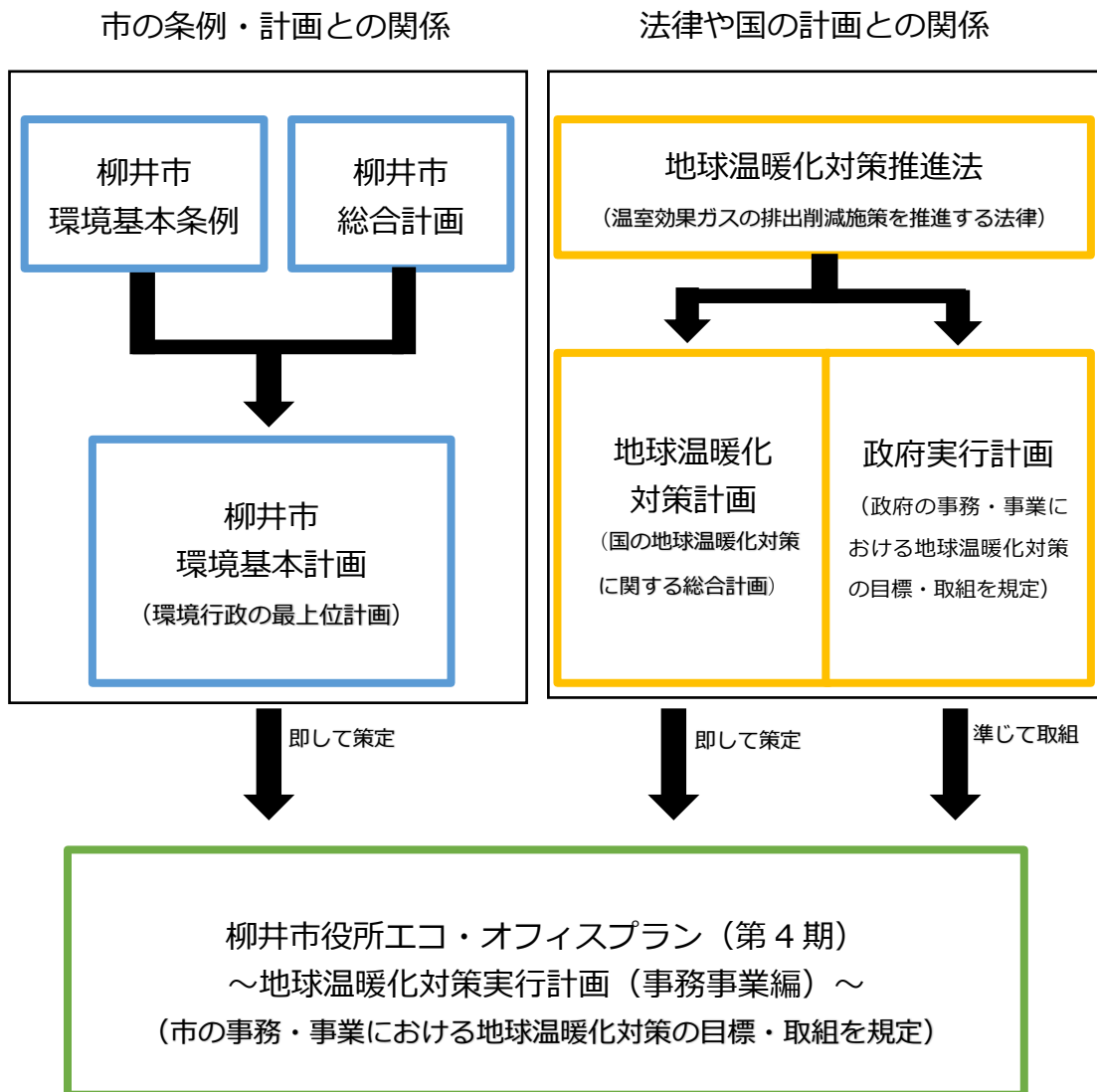
表1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	発生の原因となる主な事務・事業	地球温暖化係数*
二酸化炭素	電気の使用、燃料の燃焼（ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG） 廃プラスチック類の焼却	1
メタン	自動車の走行、一般廃棄物の焼却、下水の処理	25
一酸化二窒素	自動車の走行、一般廃棄物の焼却、下水の処理	298

## 5 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）であり、地球温暖化対策計画や柳井市総合計画などの上位計画等に即して策定します。

図 3 本計画の位置付け



## 第3章 温室効果ガスの排出状況

### 1 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス排出量の推移

市の事務・事業における温室効果ガス総排出量は、平成25年度（2013年度）の5994.2t-CO<sub>2</sub>から毎年減少し、令和3年度（2021年度）には4339.0t-CO<sub>2</sub>となりました。前（第3期）計画の基準年度である平成28年度（2016年度）の5774.3t-CO<sub>2</sub>と比べて24.9%削減し、目標の5%以上の削減を大きく上回り達成されました。国の基準年度である平成25年度（2013年度）に対しては27.6%削減しています。

表2 前計画の目標達成状況

	総排出量
国の基準年度（平成25年度）	5,994.2 t-CO <sub>2</sub>
前計画の基準年度（平成28年度）	5,774.3 t-CO <sub>2</sub>
前計画の目標	5,485.6 t-CO <sub>2</sub> （平成28年度比で基準年度に対して5%の削減）
前計画の目標年度（令和3年度）	4,339.0 t-CO <sub>2</sub> （24.9%削減）

図4 本市の事務・事業における温室効果ガスの排出量の推移

単位：t-CO<sub>2</sub>

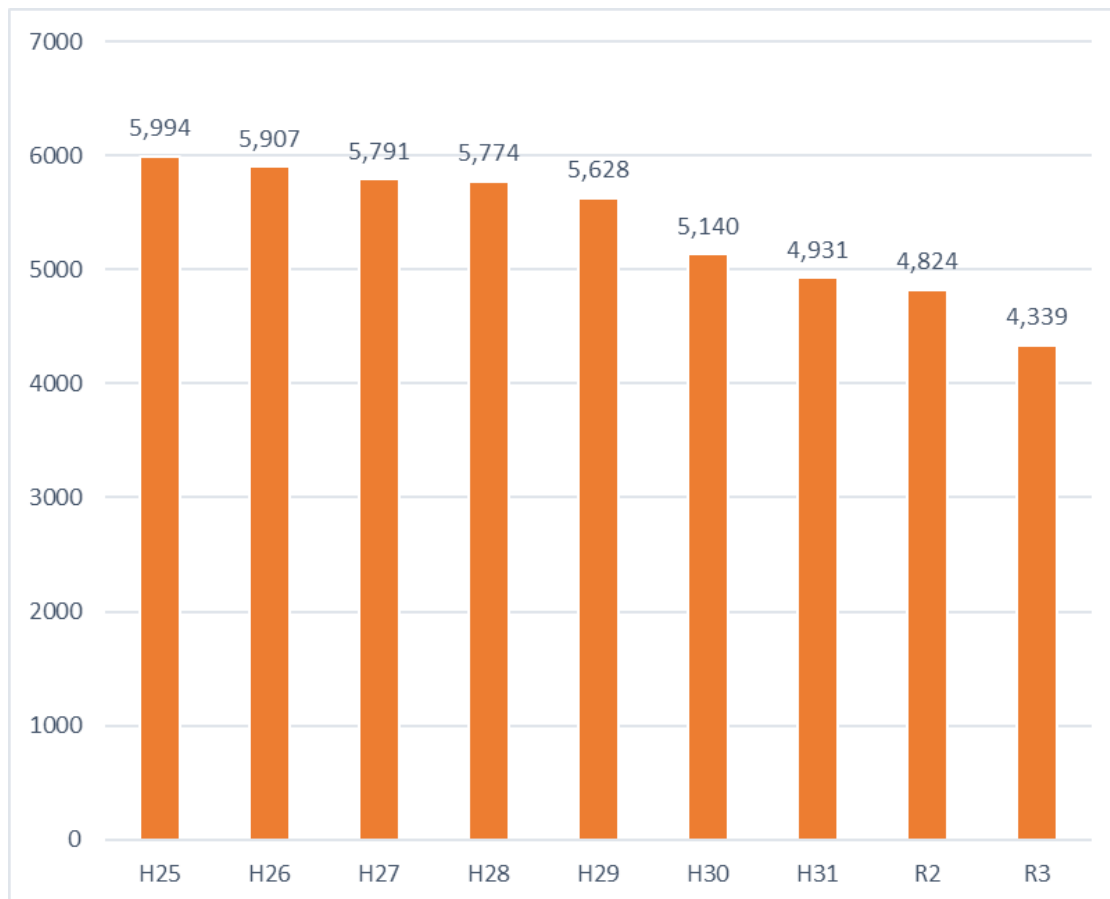




表3 本市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況（内訳）

単位：t-CO<sub>2</sub>

排出源		平成25年度 基準年度 (本計画)	平成28年度 基準年度 (前計画)	令和3年度 (現状)	令和3年度 構成比
電気の使用		5,018.8	4,850.5	3,460.7	79.8%
燃料の 使用	ガソリン	93.4	87.6	76.0	1.7%
	軽油	143.7	131.3	97.6	2.2%
	LPG	81.6	69.1	47.0	1.1%
	灯油	392.9	339.3	354.6	8.2%
	A重油	183.9	216.4	226.2	5.2%
自動車の走行		6.6	6.2	4.7	0.1%
廃棄物の処理		5.5	3.9	4.5	0.1%
下水の処理		67.9	70.1	67.5	1.6%
合計		5,994.2	5,774.3	4,339.0	100%

※端数処理により合計値が一致しないことがあります。

## (2) 温室効果ガス排出量の算定方法

地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項各号に基づき、温室効果ガスの排出量は、エネルギー使用量や自動車走行距離などの「活動量」に「排出係数」及び「地球温暖化係数\*」を乗じて算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数*】}$$

### ● 活動量

温室効果ガス排出の要因となる活動の量を示すもので、電気の使用量、燃料の使用量、自動車の走行距離などが該当します。

### ● 排出係数

活動量から各温室効果ガス排出量に換算するための係数であり、地球温暖化対策推進法施行令第3条に規定された係数、または国が公表する電気事業者別排出係数を用います。電気事業者別排出係数は、電気使用量1kWhあたりの二酸化炭素排出量を算定するための係数で、電源構成に左右されます。

### ● 地球温暖化係数\*

ガスの種類ごとの排出量をCO<sub>2</sub>相当量に換算するための係数であり、CO<sub>2</sub>相当量の総和を温室効果ガス排出量として算定します。

## 2 事務・事業に伴うエネルギー・資源の使用状況

市の事務・事業に伴うエネルギー・資源の使用状況は表4及び表5のとおりです。

表4 本市の事務・事業におけるエネルギーの使用状況

活動項目		単位	平成25年度 基準年度 (本計画)	平成28年度 基準年度 (前計画)	令和3年度 (現状)
電気の使用		kWh	6,800,488	6,959,104	6,517,260
燃料の使用	ガソリン	L	40,257	37,765	32,776
	軽油	L	54,851	50,873	37,836
	LPG	kg	27,216	23,020	15,673
	灯油	L	157,777	136,246	142,426
	A重油	L	67,849	79,850	83,471
自動車の走行 (ガソリン車)	普通・小型乗用車	km	137,424	144,579	90,514
	軽自動車	km	13,622	19,791	17,224
	小型貨物車	km	146,684	143,317	91,002
	軽貨物車	km	239,236	221,847	197,124
	特種用途車	km	27,216	8,137	24,216
自動車の走行 (ディーゼル車)	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	km	863	—	—
	普通・小型乗用車 (定員11名以上)	km	—	130,192	120,347
	小型貨物車	km	—	8,716	6,804
	特種用途車	km	268,657	126,791	60,748
廃棄物の処理	一般廃棄物の焼却	kg	14,040	15,600	16,900
	内廃プラスチック類 の焼却	kg	1,870	1,310	1,570
下水の処理		m <sup>3</sup>	997,975	1,005,649	968,533

表5 本市の事務・事業における資源の使用状況

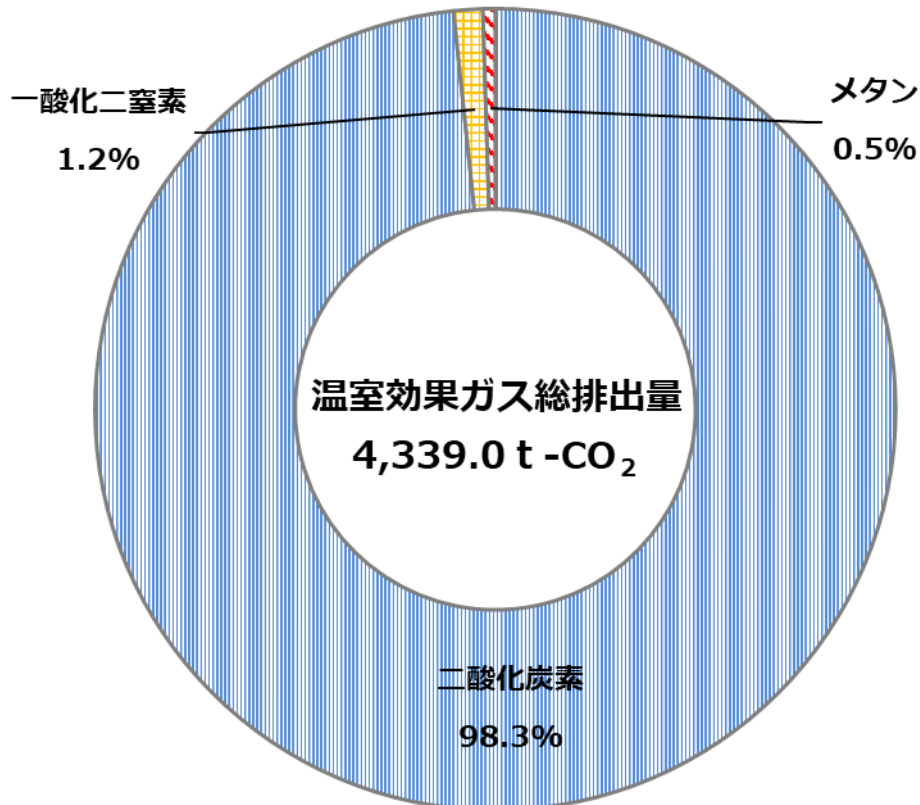
活動項目		平成25年度 基準年度 (本計画)	平成28年度 基準年度 (前計画)	令和3年度 (現状)	
水使用量		97,507 m <sup>3</sup>	81,431 m <sup>3</sup>	71,582 m <sup>3</sup>	
コピー用紙購入量		6,034 千枚	7,443 千枚	6,409 千枚	
コピー用紙、トイレトペーパーの 再生紙使用率(古紙配合率70%以上)		100 %	100 %	100 %	
ご み の 排 出 量	廃棄したもの	可燃ごみ	14,040 kg	15,600 kg	16,900 kg
		不燃ごみ	555 kg	537 kg	234 kg
	リサイクル したもの	古紙	12,260 kg	11,650 kg	13,560 kg
		ビン	566 kg	533 kg	364 kg
		カン	819 kg	845 kg	663 kg
		ペットボトル	514 kg	546 kg	416 kg

※「ごみの排出量」は、1か月分のごみ排出量を実測定し、1か年分を推計しています。

### 3 温室効果ガスの排出割合

令和 3 年度（2021 年度）における温室効果ガスをガスの種類別にみると、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が全体の 98.3%と大部分を占めています。残りは一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）が 1.2%、メタン（CH<sub>4</sub>）が 0.5%となっています。

図 5 本市の事務・事業における温室効果ガスの種類別排出割合（令和 3 年度）



また、排出源別にみると、電気の使用が 79.8%と最も多く、次いで燃料の使用が 18.5%、下水の処理が 1.6%、自動車の走行が 0.1%、廃棄物の処理が 0.1%となっています。

市において最も多い「電気の使用に伴う温室効果ガス」の排出量は、電気事業者別排出係数による影響を大きく受けるため、近年の電気事業者別排出係数の低下に伴い排出量は毎年減少しています。

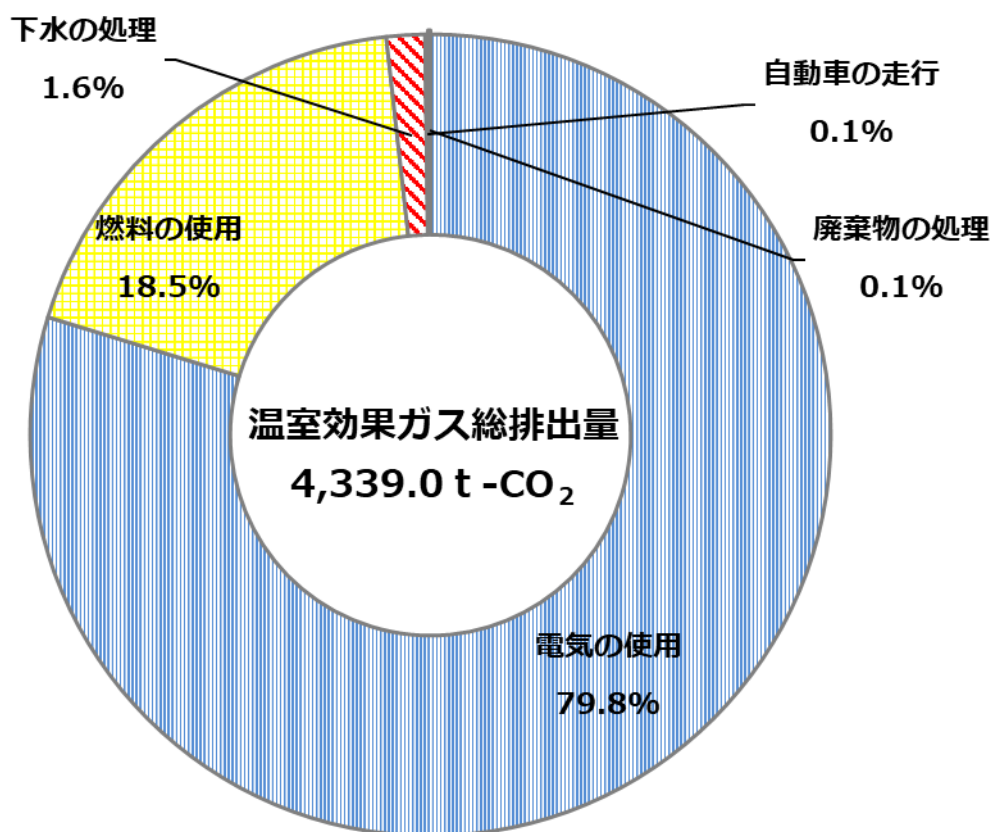
「電気の使用に伴う温室効果ガス」の排出量を減らすためには、再生可能エネルギー\*由来の排出係数の低い電気を調達したり、職員一人ひとりが省エネ行動を継続したりすることが必要です。また、温室効果ガスの大幅削減に向けて、エネルギーの効率的な利用、LED 照明等の高効率照明への転換といった機器・設備の省エネルギー化及び再生可能エネルギー\*の導入拡大が求められます。

2 番目に多い「燃料の使用に伴う温室効果ガス」の排出量は、全体の 18.5%の割合を占めています。その多くを占める灯油や A 重油は空調機器等に使用されるため、今後、機器等を更新する際には、高効率機器・設備への転換が求められます。また、ガソリンの使用量を削減するためには、公用車への

電動車\*（EV、PHV等）の導入を促進する必要があります。

近年、台風や大雨等による災害では、長時間の停電が発生し、市民生活に影響を与える事案が発生しています。被害を最小限にするために、公用車の電動車\*化を進めて、「移動式電源」として避難所等で給電を行うことができるように備えることも必要です。

図6 本市の事務・事業における温室効果ガスの排出源別排出割合（令和3年度）



なお、令和3年度（2021年度）における温室効果ガスの種類別と排出源別による排出量の算定結果は表6のとおりです。

表6 本市の事務・事業における温室効果ガス排出量

単位：t-CO<sub>2</sub>

活動項目	二酸化炭素 CO <sub>2</sub>	メタン CH <sub>4</sub>	一酸化二窒素 N <sub>2</sub> O	合計	構成比
電気の使用	3,460.7	—	—	3,460.7	79.8%
燃料の使用 (自動車燃料含む)	801.5	—	—	801.5	18.5%
自動車の走行	—	0.2	4.5	4.7	0.1%
廃棄物の処理	4.3	0.0	0.2	4.5	0.1%
下水の処理	—	21.3	46.2	67.5	1.6%
合計	4,266.5	21.5	50.9	4,338.9	100%
構成比	98.3%	0.5%	1.2%	100%	

※温室効果ガスの排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に示す係数を用いています。また、地球温暖化係数\*は、地球温暖化対策推進法施行令第4条に示す係数を用いています。なお、構成比が端数処理の関係で一致していません。

## 第4章 計画の目標

### 1 温室効果ガスの削減目標

市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標は、国が掲げる「2050年カーボンニュートラル\*」と、本市における「柳井市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、平成25年度（2013年度）を基準年度とし、国が定めた地球温暖化対策計画の中期目標である「2013年度比で2030年度までに46%削減」を実現するために、本市の排出量を平成25年度（2013年度）比で令和8年度（2026年度）に38%以上削減することを目標とします。

**令和8年度 温室効果ガス削減目標**  
**平成25年度比 削減率38%以上 排出量3,716.4 t-CO<sub>2</sub>**

基準年度である平成25年度（2013年度）から、国の中期目標である令和12年（2030年）までに46%削減するために、令和4年度（2022年度）から毎年度均等に排出量を減じていくと、本計画の目標年度の令和8年度（2026年度）においては、37.8%の削減が必要なことから、削減目標を38%以上とします。

図7 本市の事務・事業における温室効果ガス排出量の推移と削減目標

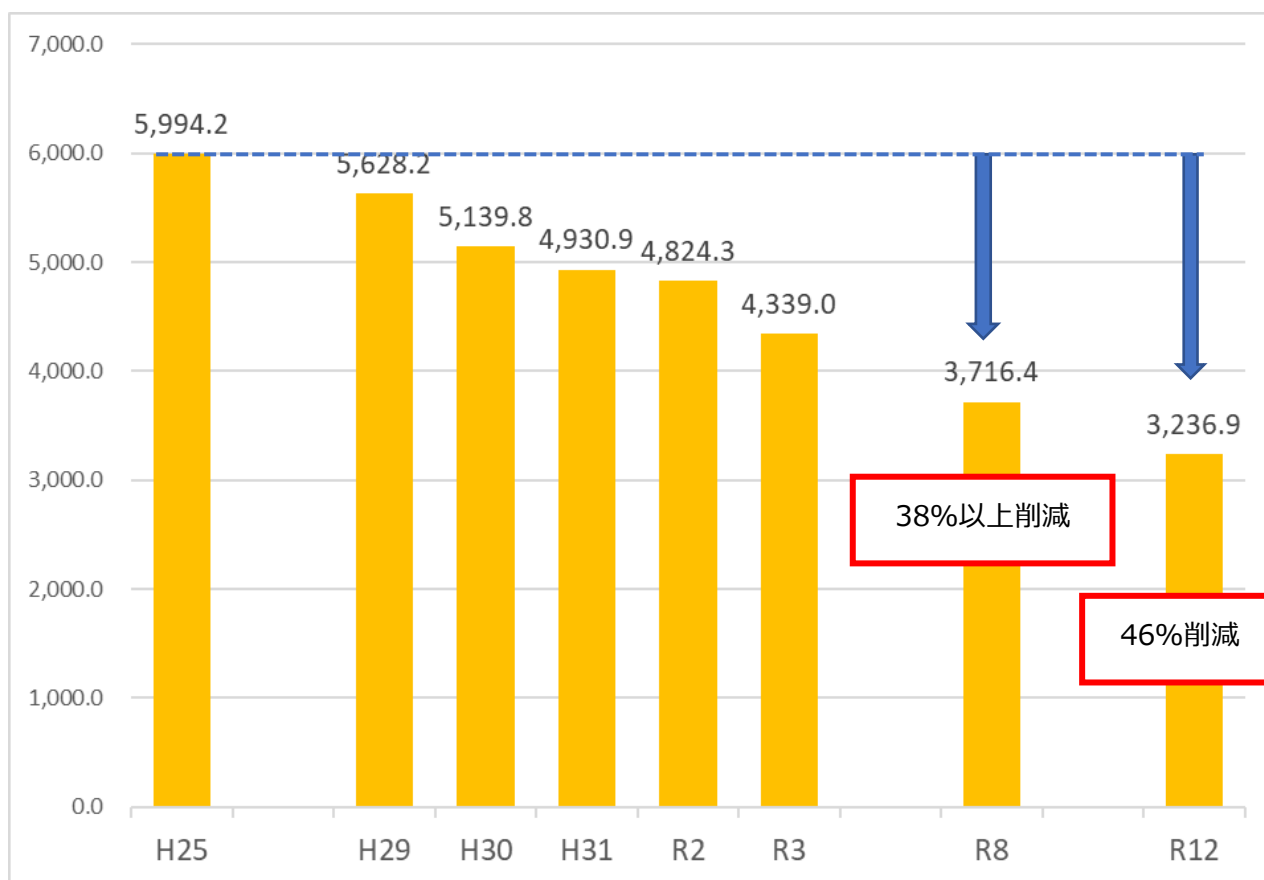


表7 本市の事務・事業における温室効果ガスの排出量と削減率

年度	H25 (2013)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)
	本計画の 基準年度	現状					本計画の 目標年度	国の中期 目標年度
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	5,994.2	4,339.0	4,219.9	4,094.0	3,974.2	3,848.3	3,716.4	3,236.9
削減率	—	27.6%	29.6%	31.7%	33.7%	35.8%	38.0%	46.0%



表8は、現状（令和3年度）の温室効果ガスの排出量から、将来の温室効果ガスの排出量を推計したもので、排出源別の排出量の目安になります。

単位：t-CO<sub>2</sub>

表8 本市の事務・事業における温室効果ガス排出量の排出源別の目安値

年度	平成25	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12
	2020 本計画の 基準年度	2021 現状	2022	2023	2024	2025	2026 本計画の 目標年度	2030 国の中期 目標年度
排出量	5,994.2	4,339.0	4,219.9	4,094.0	3,974.2	3,848.3	3,716.4	3,236.9
電気の使用	5,018.8	3,460.7	3,350.5	3,233.3	3,122.2	3,005.2	2,882.1	2,437.8
燃料の使用	ガソリン	93.4	76.0	75.2	74.5	73.8	72.2	69.2
	軽油	143.7	97.6	96.6	95.7	94.7	92.7	88.8
	LPG	81.6	47.0	46.5	46.1	45.6	45.1	42.8
	灯油	392.9	354.6	351.1	347.5	344.0	340.5	322.7
	A重油	183.9	226.2	223.9	221.7	219.4	217.2	214.9
自動車の走行	6.6	4.7	4.7	4.6	4.6	4.5	4.5	4.3
廃棄物の処理	5.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.1
下水の処理	67.9	67.5	66.8	66.2	65.5	64.8	64.1	61.4

※端数処理により合計値が一致しません。

## 第5章 目標達成に向けた取組

### 1 取組の基本方針

本市では、地球温暖化防止対策として、電気や水、コピー用紙の節減、再生紙の利用、古紙回収、ノーマイカーデー運動等の取組を推進してきました。

全ての職員は、これからも、効率的・効果的なエネルギーの利用の推進や環境配慮行動を一層推進することにより、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量等の削減に取り組んでいきます。

### 2 取組項目

- (1) 省エネ機器等の導入
- (2) 再生可能エネルギー\*の導入
- (3) 次世代自動車\*の導入
- (4) 建築物の建設・管理等における配慮
- (5) 省資源・省エネルギーの推進
- (6) 環境負荷の低減に配慮した物品等の購入・使用
- (7) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進
- (8) 職員の環境保全意識の向上

### 3 SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGsとは、気候変動や経済、貧困、教育など社会が抱える問題を解決し、令和12年（2030年）には世界全体が明るい未来となるための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成された国際社会共通の目標です。

特に次のゴールは、本計画に取り組むことで各目標の達成に貢献します。

**7** 「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」  
全ての人々が、電気やガスなどのエネルギーを、安い価格で安定して使えるようにすることを目指す目標です。



**9** 「産業と技術革新の基盤をつくろう」  
経済成長と人々の健康で安全な暮らしの両方を実現するため、社会の基盤となるインフラを持続可能で、災害に強く、環境破壊をもたらさないものにするための目標です。



**11** 「住み続けられるまちづくりを」  
全ての人々が水・電気などの必要なサービスを得られる安全な家に住むこと、スラムの状況を改善し、特に子どもや女性、障害者、高齢者など配慮が必要な人々にとって、安全で価格が安く、かつ環境に配慮した交通機関や公園などの公共スペースをつくることを目指す目標です。



**12** 「つくる責任 つかう責任」  
これまでの大量生産・大量消費の形態への反省から、全ての国が、一人当たりの食品廃棄量を全体で半分に減らすこと、化学物質や廃棄物を大気・水・土壌に流れ出すことを食い止めること、3R（ゴミを減らし、再利用し、資源化すること）を促進することを目指す目標です。



**13** 「気候変動に具体的な対策を」  
気候変動がもたらす危険や自然災害に対する備えを強化し、災害に強く、災害から回復する力を高めることを目指す目標です。



**14** 「海の豊かさを守ろう」  
海の汚染の主な原因である陸上の人間の活動を改善し、海洋汚染を防ぎ、海の生態系に悪影響を与えないよう、健全で生産的で持続可能な海洋、及び生態系の保護と回復を目指すための目標です。







**15** 「陸の豊かさも守ろう」  
森林、湿地、山地、乾燥地や、内陸にある淡水など、陸の生態系を守り、持続可能な方法で利用することや、森林をきちんと管理し、砂漠化に対処し、森林破壊や土地の劣化を防いで、再生させることを目指す目標です。








## 4 目標と取組内容





### (1) 省エネ機器等の導入

【関わりの深い SDGs のゴール】	
   	
目標	○省エネルギー型の電化製品、OA 機器等の導入を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気機器の購入・更新時には省エネルギー型の機器の導入を図ります。</li> <li>・照明器具を、LED 照明などの高効率照明に変更を図ります。</li> <li>・自動水栓、節水型の機器の導入を推進します。</li> </ul>	





### (2) 再生可能エネルギー\*の導入

【関わりの深い SDGs のゴール】	
    	
目標	○再生可能エネルギー*等を積極的に活用します。 ○再生可能エネルギー*電力の調達に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電等の再生可能エネルギー*の積極的な導入を図ります。</li> <li>・設置可能な建築物（敷地を含む）に可能な限り太陽光発電設備の設置を図ります。</li> <li>・避難所等での太陽光発電や蓄電池，燃料電池などの再エネ・蓄エネシステム（自立分散型エネルギー設備*）の導入の推進を図ります。</li> <li>・多様な再生可能エネルギー*の導入と、それを使用して温室効果ガスをさらに削減する効果的な手法についての調査・研究に努めます。</li> <li>・電力調達に当たっては、エネルギー供給の安定性や経済性を踏まえつつ、再生可能エネルギー*電力の調達に向けて調査・研究に努めます。</li> </ul>	








### (3) 次世代自動車\*の導入

【関わりの深いSDGsのゴール】	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> </div> </div>	
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公用車を更新するときは、電動車*や低燃費車、低公害車の導入を推進します。</li> <li>○電動車*の利活用を図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車を更新するときは、積極的に電動車*の導入を推進します。</li> <li>・用途により電動車*が無い場合は、必要最小限の大きさの車を考慮したうえで、低燃費車、低公害車の導入を推進します。</li> <li>・災害など非常時に電動車*から電気を取り出して活用するため、外部給電器*の導入を図ります。</li> </ul>	

### (4) 建築物の建設・管理等における配慮

【関わりの深いSDGsのゴール】	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> </div>	
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○温室効果ガス削減型の施設へ転換を図ります。</li> <li>○環境負荷の少ない施工作业の実施及び建設副産物の削減と再利用に努めます。</li> <li>○排気、排水その他の廃棄物の適切な処理施設等の設置、管理に努めます。</li> <li>○敷地内の緑化や周辺自然環境の保全を図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の新設や増築、改修等においては、省エネルギー性能の向上に努め、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）*基準を満たすことが可能な施設についてはZEB*の導入を検討します。</li> <li>・敷地内の工事に関し、建設廃棄物の発生抑制、減量に努め、適正に処理します。</li> <li>・施設からの排気・排水処理等については、現状で可能な最善の処理施設を設置し、汚染物質の削減を図ります。</li> <li>・都市公園や緑地の適正な維持・管理を行います。</li> <li>・敷地内において、樹木の植栽等緑化に努めるとともに、適正な維持・管理を行います。</li> </ul>	

(5) 省資源・省エネルギーの推進

【関わりの深いSDGsのゴール】	
      	
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気使用量を現状より削減します。</li> <li>○燃料使用量を現状より削減します。</li> <li>○水使用量を現状より削減します。</li> <li>○公用車の利用合理化を図ります。</li> <li>○近距離の移動には徒歩や公用自転車の利用に努めます。</li> <li>○ノーマイカーデーを月2回実施します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者に配慮の上、事務室、トイレ、廊下等の昼休み及び勤務時間外の消灯に努めます。</li> <li>・会議室、印刷室等の不要時や不要場所の消灯を徹底します。</li> <li>・自然光の活用・間引き消灯などにより照明点灯箇所を削減します。</li> <li>・休日出勤や時間外勤務の削減（ノー残業デーの徹底）、有給休暇の取得を奨励します。</li> <li>・コピー機等のOA機器の使用節約に努め、パソコン等は昼休みや長時間席を離れる時の未使用時には電源を切るように努めます。</li> <li>・エレベーターの使用を控え、できる限り階段を利用します。</li> <li>・冷暖房の適切な温度管理（室温の目安は冷房28℃、暖房19℃）を実施します。</li> <li>・クールビズ・ウォームビズ（夏季はノーネクタイ等の軽装、冬季は重ね着等）により冷暖房の使用を抑制します。</li> <li>・空調機器は、エアコンフィルターの清掃等の保守管理を定期的に行い、エネルギー効率の向上に努めます。</li> <li>・洗面、給湯室等における水の流しっぱなしをしないなど、日常的に節水します。</li> <li>・ガス器具を適切に管理し効率的に使用します。</li> <li>・職員は自動車を運転する際に、急発進・急加速をせず、エコドライブ（駐車時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止等）を徹底します。</li> <li>・公用車や職員の自家用車について、定期的な点検・整備（タイヤ空気圧、エンジンオイル、冷却水等）を励行し、不要な荷物も載せないように徹底します。</li> <li>・公用車の共同利用、合理的・効率的利用を徹底します。</li> <li>・近距離の移動には、交通安全に十分気を付けて業務に支障のない範囲で徒歩や公用自転車を利用します。</li> <li>・県外の出張には原則公共交通機関を利用します。</li> <li>・毎月第1・第3金曜日をノーマイカーデーとし、マイカー通勤を極力自粛し、自転車や公共交通機関を利用します。</li> <li>・公共交通機関の利用が難しい場合は、相乗りやバイクなどを利用します。</li> </ul>	

(6) 環境負荷の低減に配慮した物品等の購入・使用

【関わりの深い SDGs のゴール】




目標


- 業務の DX\* (デジタルトランスフォーメーション) を推進し、ペーパーレス化に努めます。
- 環境への負担の少ない製品を購入し使用します。
- コピー用紙、トイレットペーパー等における再生紙 (古紙配合率 70%以上) 使用率を 100%とします。

- ・ ICT\* (情報通信技術) を活用し、タブレット端末等の活用や文書管理・決裁システム等の導入を調査研究し、ペーパーレス化に努めます。
- ・ 電子申請化や電子メール等の活用を進めます。
- ・ テレワークや Web 会議等の活用を進めます。
- ・ 会議用資料や報告書等は、簡素化を図り、ページ数や部数を最小限にします。
- ・ 両面コピーや両面印刷を徹底し、事前に確認して印刷ミスを防止し、用紙を削減します。
- ・ 県や出先機関との相互文書には使用済み封筒等を再利用します。
- ・ 「柳井市グリーン購入\*の推進方針」及び「グリーン購入ガイド」に基づき、購入する物品等については、環境ラベル (エコマーク、グリーンマーク等) を取得した製品を優先して購入し使用します。
- ・ コピー用紙及び印刷用紙については、古紙配合率 70%以上の再生紙とし、白色度 70%以下に努めます。
- ・ トイレットペーパーは、再生紙を使用した製品を使用します。

## (7) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

【関わりの深いSDGsのゴール】	
	
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの排出量（資源ごみを除く）を現状より削減します。</li> <li>○リサイクル率を60%以上に向上します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewable*を推進します。</li> <li>・紙類の分別収集を徹底するため、各課に「古紙回収ボックス」を設置し、コピー用紙、新聞、ダンボール、雑誌に分けてリサイクルに出します。</li> <li>・購入した容器類（ビン、カン、ペットボトル）等は分別して排出します。</li> <li>・マイ箸、マイカップ、マイボトルの使用に努めます。</li> <li>・物品の購入に当たっては、使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え（リユース）、リサイクルが可能な製品を購入し使用します。</li> <li>・備品等については、保管転換や不用物品の庁内での再使用に努めます。</li> <li>・机、椅子等は乱暴に扱うことなく長く使い続けるとともに、事務用品は詰め替え品を選択し、電気製品等は修理して再使用するか省エネタイプに買い替えます。</li> <li>・食堂等では、食品ロス*を削減するために自分の食べきれる量だけを頼みます。</li> </ul>	

## (8) 職員の環境保全意識の向上

【関わりの深いSDGsのゴール】	
	
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境に係る研修及び情報提供を充実します。</li> <li>○環境保全活動への職員の参加を推進します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画内容の周知を図り、環境問題等に関する情報を提供します。</li> <li>・庁舎内や周辺の清掃・草取り作業を実施します。</li> <li>・一斉清掃などの環境保全活動へ職員は参加するよう奨励します。</li> <li>・家庭においても職員へ省エネルギー・省資源に努めるよう奨励します。</li> </ul>	



## 5 数値目標

表9 本市の事務・事業における数値目標

活動項目		令和8年度目標		令和3年度実績
電気及び燃料使用量の削減	電気使用量	現状より4%削減 (令和3年度)	6,251,844 kwh	6,517,260 kwh
	燃料使用量 (ガソリン)	現状より5%削減	31,137 L	32,776 L
	燃料使用量 (軽油)	現状より5%削減	35,944 L	37,836 L
	燃料使用量 (LPG)	現状より5%削減	14,889 kg	15,673 kg
	燃料使用量 (灯油)	現状より5%削減	135,305 L	142,426 L
	燃料使用量 (A重油)	現状より5%削減	79,298 L	83,471 L
水使用量の削減		現状より削減	71,582 m <sup>3</sup> 未満	71,582 m <sup>3</sup>
用紙類の使用量の削減	コピー用紙購入量	現状より削減	6,409 千枚 未満	6,409 千枚
公用車利用合理化やノーマイカー通勤の促進	電動車*を除く公用車の走行距離	現状より5%削減	577,580 km	607,979 km
	ノーマイカーデー(車以外通勤率)	月2回実施 (50%以上)	月2回実施 (50%)	月2回実施 (23%)
環境に配慮した製品の購入・使用	コピー用紙、トイレットペーパー等	再生紙使用率100% (古紙配合率70%以上)	100%	100%
廃棄物の減量化とリサイクル	ごみの排出量	現状より5%削減	30,530 kg	32,137 kg
	ごみのリサイクル率	60%以上に向上	60%	47%
温室効果ガス総排出量		基準年度比 (平成25年度比) 38%以上削減	3,716.4 t-CO <sub>2</sub>	4,339.0 t-CO <sub>2</sub>

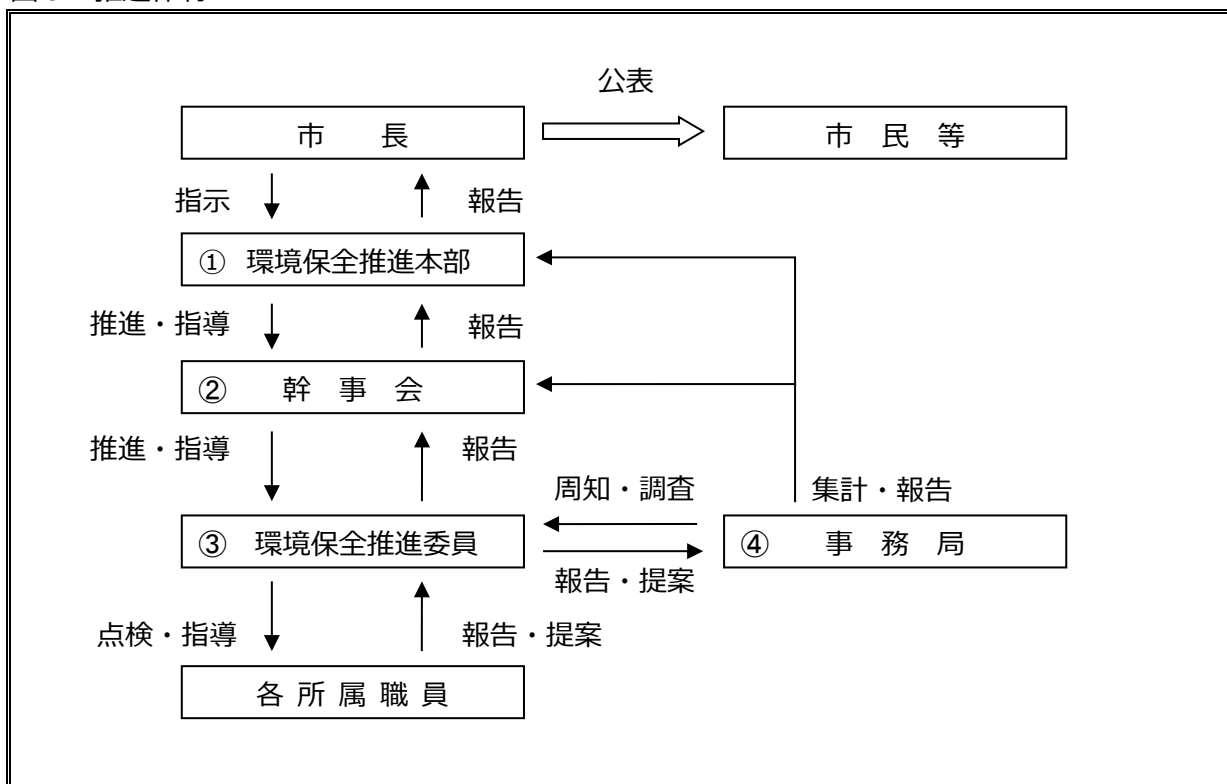
## 第6章 推進体制と進行状況の公表

### 1 推進体制

本計画は、市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために組織されている、「柳井市環境保全推進本部」（以下「推進本部」という。）の主導により推進していきます。

- ① 各部長等をメンバーとする推進本部により、計画の推進及び調整等を行います。
- ② 各課長等をメンバーとする推進本部の「幹事会」により、本計画の進行管理を行います。
- ③ 各箇所及び出先機関等に「環境保全推進委員」を置き、各所属における取組の点検、指導を行い、職員の積極的な取組を推進します。
- ④ 事務局は、市民部市民生活課とし、温室効果ガス総排出量等の集計などを行います。

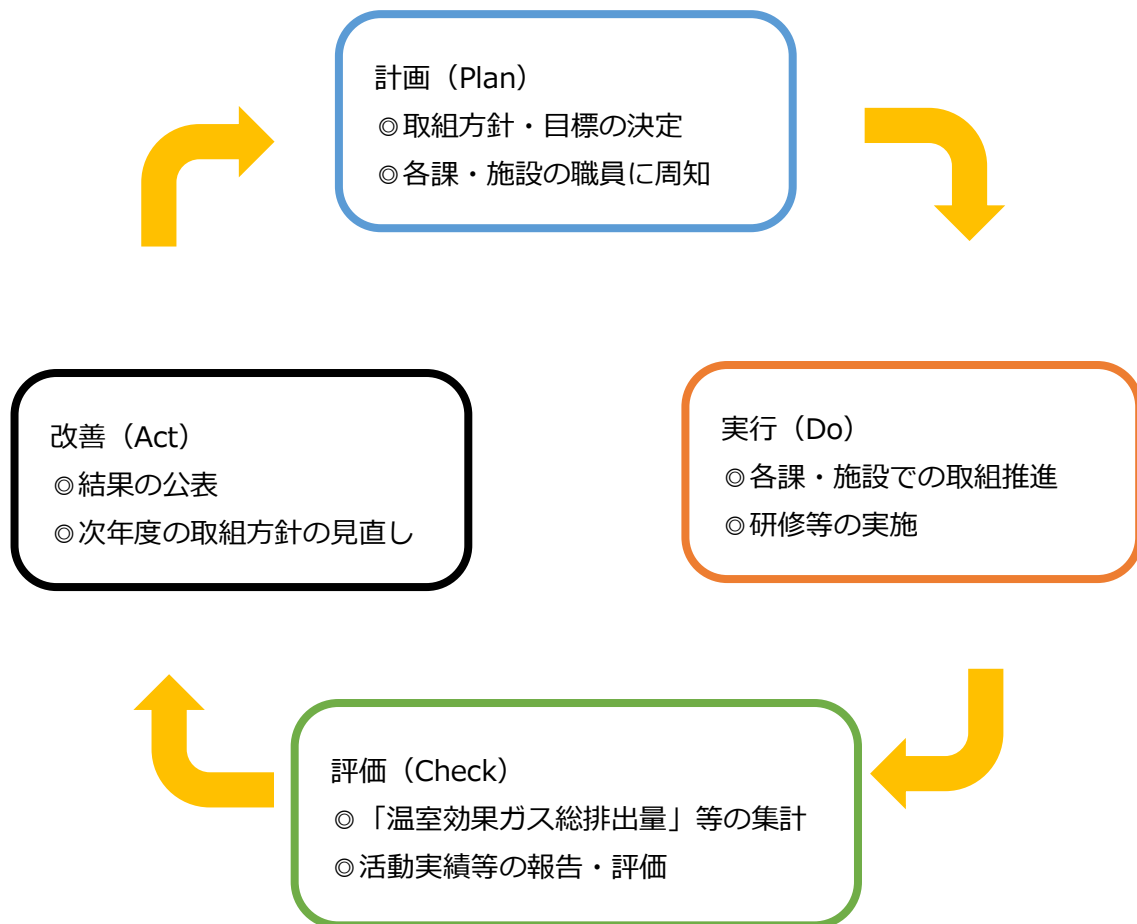
図8 推進体制



## 2 進行管理

本計画を総合的かつ効果的に推進するために、計画の実施状況を点検・公表する PDCA（「Plan（計画）」→「Do（実行）」→「Check（評価）」→「Act（改善）」）サイクルを活用して進行管理を行います。

図9 PDCA イメージ



## 3 進行状況の公表

温室効果ガスの排出量を毎年把握するとともに、エコ・オフィスプランの取組状況を把握し、「柳井市の環境」やホームページ等を通じて公表します。

## 参考資料

### 1 柳井市ゼロカーボンシティ宣言



## 柳井市ゼロカーボンシティ宣言

近年、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量増加による地球温暖化が深刻化し、これが原因とみられる洪水や干ばつなどの異常気象が世界各地で発生しています。日本においても、猛暑、集中豪雨や大型台風が頻発しており、生態系にも様々な影響が生じ、農作物の高温障害等による被害が増加しています。

2015年に合意されたパリ協定では、世界共通の目標として「産業革命前からの平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求する」ことが掲げられ、この目標の達成に向け、日本政府は、2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

私たちには、国際社会の一員として、SDGsの理念のもと、自らの行動・選択を変えていくことで、従来からの生活習慣・生き方を転換し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進に取り組んでいくことが求められています。

将来都市像として掲げる「市民の力で支えあい、一人ひとりが主役の笑顔あふれるまち柳井」が、次世代の市民へ連綿として引き継がれていくために、本市は、市民、事業者、行政が連携して、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた挑戦を開始することを宣言します。

令和4年2月25日

柳井市長

井原 健太郎

## 2 二酸化炭素排出量の推移

表 1 0 本市の事務・事業における二酸化炭素排出量の推移

単位：t-CO<sub>2</sub>

活動項目		H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)
電気の使用		4,850.5	4,682.7	4,209.7	4,063.8	4,034.1	3,460.7
燃料 の 使 用	ガソリン	87.6	94.5	89.1	82.9	69.8	76.0
	軽油	131.3	124.0	131.3	121.4	96.3	97.6
	LPG	69.1	81.6	62.3	60.4	46.8	47.0
	灯油	339.3	372.7	348.4	326.8	297.8	354.6
	A 重油	216.4	192.7	219.8	185.7	201.7	226.2
自動車の走行		6.2	6.3	6.5	5.9	4.7	4.7
廃棄物の処理		3.9	4.3	3.8	9.8	5.2	4.5
下水の処理		70.1	69.5	69.0	74.4	67.7	67.5
合計		5,774.3	5,628.2	5,139.8	4,930.9	4,824.3	4,339.0

### 3 エネルギー使用量の推移

表 1 1 本市の事務・事業におけるエネルギー使用量の推移

活動項目		単 位	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)
電気の使用		kWh	6,959,104	6,776,675	6,292,530	6,575,649	6,895,823	6,517,260
燃料の使用	ガソリン	L	37,765	40,714	38,148	35,713	30,102	32,776
	軽油	L	50,873	48,061	50,877	47,042	37,342	37,836
	LPG	kg	23,020	27,188	20,759	20,119	15,614	15,673
	灯油	L	136,246	149,681	139,928	131,259	119,600	142,426
	A 重油	L	79,850	71,095	81,100	68,510	74,420	83,471
自動車の走行 (ガソリン車)	普通・小型乗用車	km	144,579	134,677	119,978	104,226	73,291	90,514
	軽自動車	km	19,791	22,768	20,157	20,610	18,587	17,224
	小型貨物車	km	143,317	157,246	156,365	142,205	94,125	91,002
	軽貨物車	km	221,847	222,156	228,506	208,265	210,365	197,124
	特種用途車	km	8,137	25,692	34,143	30,175	26,201	24,216
自動車の走行 (ディーゼル車)	普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	km	130,192	132,728	148,748	130,582	122,356	120,347
	小型貨物車	km	8,716	7,919	13,598	5,308	7,305	6,804
	特種用途車	km	126,791	107,237	106,582	106,072	60,748	60,748
廃棄物の処理	一般廃棄物の焼却	kg	15,600	17,160	15,080	22,620	12,480	13,560
	内廃プラスチック類 の焼却	kg	1,310	1,450	1,260	3,400	1,800	1,570
下水の処理		m <sup>3</sup>	1,005,649	997,330	990,745	1,068,070	972,268	968,533

#### 4 温室効果ガス排出量算定方法

温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、各年度の活動量（燃料の使用量等）をもとに、温暖化対策推進法に基づく地方公共団体の事務事業に係る「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）・（本編）」（環境省、令和4年（2022年）3月）に基づき、地球温暖化係数\*（表12参照）を用いCO<sub>2</sub>排出量に換算することで温室効果ガス排出量を算定します。

なお、排出量の算定に用いる温室効果ガス排出係数（表13、14、15参照）は、温暖化対策推進法施行令第3条（令和4年（2022年）6月24日最終改正）に定める数値とし、地球温暖化係数\*は温暖化対策推進法施行令第4条に定める数値とします。

電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量については、令和4年度（2022年度）以前には環境省・経済産業省が公表する電気事業者別排出係数を用い、令和5年度（2023年度）以降の将来目安の排出量の推計には、本市が契約している小売電気事業者の令和12年度（2030年度）の目標排出係数から推計した値を用います（表13参照）。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数*】}$$

（例）電気の場合

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量（t-CO<sub>2</sub>）

$$= \text{電力使用量（kWh）} \times \text{電気の使用に係る二酸化炭素排出係数（kg-CO}_2\text{/kWh）} \div 1,000 \times \text{二酸化炭素に係る地球温暖化係数*}$$

表 1 2 地球温暖化係数\*

ガスの種類	人為的な発生源	地球温暖化係数*
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油、石炭、天然ガス等の化石燃料の使用</li> <li>・廃棄物の焼却 等</li> </ul>	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化石燃料の消費、廃棄物の焼却</li> <li>・家畜の飼養 (消化管内発酵、ふん尿処理)</li> <li>・水田の耕作</li> <li>・埋立処分した廃棄物の分解</li> <li>・生活排水の処理 等</li> </ul>	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化石燃料の消費、廃棄物の焼却</li> <li>・家畜の使用 (ふん尿処理)</li> <li>・耕地への合成・有機肥料の施用</li> <li>・麻酔剤 (笑気ガス) の使用 等</li> </ul>	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車用エアコンディショナーの使用や廃棄</li> <li>・噴霧器、消火器の使用や廃棄 等</li> </ul>	12 ~ 14,800
パーフルオロカーボン (PFC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体のエッチングガス</li> <li>・電子部品等の製品の洗浄</li> </ul>	7,390 ~ 17,340
6 ぶつ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変圧器の電気絶縁ガス</li> <li>・半導体のエッチングガス</li> </ul>	22,800
3 ぶつ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体・液晶のエッチングガス</li> </ul>	17,200

出典：地球温暖化対策推進法施行令第 4 条を基に作成。



## 5 本計画で使用する温室効果ガス排出係数

表 1 3 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の排出に関するもの

活動項目	(単位)	排出係数
①電気の使用に伴う排出		
令和 3 年度 (2021 年度)	(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0. 531
令和 4 年度 (2022 年度)	(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0. 534
令和 5 年度 (2023 年度) (推計)	(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0. 515
令和 6 年度 (2024 年度) (推計)	(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0. 497
令和 7 年度 (2025 年度) (推計)	(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0. 479
令和 8 年度 (2026 年度) (推計)	(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0. 461
②燃料の使用に伴う排出		
ガソリン	(kg-CO <sub>2</sub> /L)	2.32
軽油	(kg-CO <sub>2</sub> /L)	2.58
LPG	(kg-CO <sub>2</sub> /kg)	3.00
灯油	(kg-CO <sub>2</sub> /L)	2.49
A 重油	(kg-CO <sub>2</sub> /L)	2.71
③一般廃棄物の焼却に伴う排出		
廃プラスチック類 (合成繊維を除く)	(kg-CO <sub>2</sub> /kg)	2.77

出典：①令和 3 年度 (2021 年度) から令和 4 年度 (2022 年度) は環境省・経済産業省が公表する電気事業者別排出係数を基に作成。令和 5 年度 (2023 年度) から令和 8 年度 (2026 年度) は本市が契約している小売電気事業者の令和 12 年度 (2030 年度) の目標排出係数から推計した値。

②地球温暖化対策推進法施行令別表第一を基に作成。排出係数は地方公共団体実行計画 (事務事業編) 策定・実施マニュアル (算定手法編) に掲載の参考値。

③地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 1 号二を基に作成。排出係数は地方公共団体実行計画 (事務事業編) 策定・実施マニュアル (算定手法編) に掲載の参考値。

電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、その前年度の電気事業者別排出係数に基づいて算出します。例えば、令和 3 年度 (2021 年度) の温室効果ガス排出量は、令和 2 年度 (2020 年度) の電気事業者別排出係数 (0. 531 kg-CO<sub>2</sub>/kWh) に基づいて算出します。

表14 メタン (CH<sub>4</sub>) の排出に関するもの

活動項目		(単位)	排出係数
①自動車の走行に伴う排出			
ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.00001
	ガソリン		
	軽乗用車	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.00001
	小型貨物車	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.000015
	軽貨物車	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.000011
	普通・小型・軽特種用途車	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.000035
ディーゼル	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.000002
	普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.000017
	普通貨物車	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.000015
	小型貨物車	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.0000076
	普通・小型特種用途車	(kg-CH <sub>4</sub> /km)	0.000013
②一般廃棄物の焼却に伴う排出			
	准連続燃焼式焼却施設	(kg-CH <sub>4</sub> /kg)	0.000077
③下水の処理に伴う排出			
	下水の処理 (終末処理場)	(kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup> )	0.00088

出典：①地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第2号ニを基に作成。

②地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第2号カを基に作成。

③地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第2号ヲを基に作成。

表 1 5 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) に関するもの

活動項目	(単位)	排出係数
①自動車の走行に伴う排出		
ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下) (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000029
ガソリン	軽乗用車 (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000022
	小型貨物車 (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000026
	軽貨物車 (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000022
	普通・小型・軽特種用途車 (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000035
ディーゼル	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下) (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000007
	普通・小型乗用車 (定員 11 名以上) (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000025
	普通貨物車 (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000014
	小型貨物車 (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000009
	普通・小型特種用途車 (kg-N <sub>2</sub> O /km)	0.000025
②一般廃棄物の焼却に伴う排出		
准連続燃焼式焼却施設	(kg-N <sub>2</sub> O /kg)	0.0000539
③下水の処理		
下水の処理 (終末処理場)	(kg-N <sub>2</sub> O /m <sup>3</sup> )	0.00016

出典：①地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 3 号ホを基に作成。

②地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 3 号ヨを基に作成。

③地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 3 号ヲを基に作成。

## 6 柳井市環境保全推進本部設置規程

平成 17 年 7 月 1 日訓令第 27 号

(設置)

第 1 条 本市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、柳井市環境保全推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する施策について必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

2 会議の議長は、本部長をもって充てる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、市民部長をもって充てる。

4 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、本部長の命を受けて推進本部の事務を処理する。

(推進委員)

第 7 条 環境の保全及び創造に関する施策の推進に関して、別に定めるところにより環境保全推進委員を置く。

2 本部長は、第 2 条各号に掲げる事項について、環境保全推進委員に調査及び研究をさせることができる。

(庶務)

第 8 条 推進本部の庶務は、市民部市民生活課において処理する。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 16 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

職
議会事務局長、総合政策部長、総務部長、建設部長、上下水道部長、経済部長、市民部長、健康福祉部長、教育部長、政策企画課長、総務課長、危機管理課長、財政課長、市民生活課長

別表第 2（第 6 条関係）

職
政策企画課長、地域づくり推進課長、総務課長、危機管理課長、財政課長、土木課長、都市計画・建築課長、下水道課長、農林水産課長、商工観光課長、経済建設課長、市民生活課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習・スポーツ推進課長、農業委員会事務局長

## 7 柳井市グリーン購入の推進方針

平成13年4月1日制定

### 1 意義・目的

国の環境政策「国等による環境物品等の調達に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、柳井市における物品等の購入に当たり、その必要性と適正量を検討するとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さい環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入（以下「グリーン購入」という。）することにより、日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図るとともに、市民、事業者等によるグリーン購入を喚起し、持続可能な社会への転換を目指す。

### 2 対象とする範囲

柳井市における物品調達のうち、消耗品及び備品の購入、物品の借り上げ並びにサービスの購入を対象とする。

### 3 グリーン購入の基準

物品等の調達に当たっては、その必要性、適正量を検討するとともに、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入するものとする。

その際、可能な限り製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択する必要がある。

そこで、調達する各製品やサービスごとに適正な価格、機能、品質を確保しつつ、以下の観点で相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

#### （1）製造段階での環境配慮

- ①再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ②余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ③再生しやすい材料を使用したもの

#### （2）使用段階での環境配慮

- ④使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑤修繕や部品の交換、詰め替えが可能なもの
- ⑥梱包・包装が簡易なもの又は梱包、包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

#### （3）廃棄・リサイクル段階での環境配慮

- ⑦分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑧回収、リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑨耐久性が高く、長期使用が可能なもの

#### （4）その他の環境配慮

- ⑩製造、使用、廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑪製造、使用、廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑫その他

## (5) 環境ラベル等

- ⑬第三者機関の認定する環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、PETボトル再利用品マーク、省エネ統一ラベル、国際エネルギースターロゴ等）を取得したもの

## 4 グリーン購入ガイドの作成

総務部財政課において、グリーン購入を推進するための基準となるグリーン購入ガイドを作成し、配布する。また、このガイドは必要に応じて見直し、掲載品目の追加等を行う。

各職場においては、このガイドに定める基準にそって物品等を調達することを原則とし、このガイドに定めのない品目については、前項各号の要件を満足する物品等を選択するよう努める。

## 5 グリーン購入の推進

- (1) 用品制度による物品調達については、総務部財政課において用品の調査、検討を行い率先してグリーン購入を推進する。
- (2) 市民部市民生活課及び総務部財政課は、グリーン購入が積極的に推進されるよう必要な情報の提供に努める。
- (3) 定期的にグリーン購入の取組状況、実績を調査する。

## 6 グリーン購入の目標

グリーン購入ガイドに掲げる次の物品は、毎年度における調達の目標を別途定めるものとする。

- (1) 紙類
- (2) 文具・事務用品
- (3) OA機器
- (4) オフィス家具
- (5) その他

## 8 【用語集】（50音順）

### ICT

Information and Communication Technology の略称で情報通信技術と訳される。情報や通信に関する技術の総称。

### カーボンニュートラル

環境省において、カーボンニュートラルとは「温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること」とされており、産業活動により排出される二酸化炭素をはじめとする人為的な温室効果ガスの排出から、植林等の森林管理による温室効果ガスの吸収量を差し引いて合計を実質ゼロにすること。

### 外部給電器

電気自動車（BEV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）・燃料電池自動車（FCV・FCEV）から電力を取り出す装置のこと。外部給電器を接続することで、外部給電器から複数のコンセントが接続可能となる。

### グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指す。

### 再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能で枯渇しないエネルギーのこと。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などがある。

### 次世代自動車

窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境に優しい自動車のこと。

電気自動車（BEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）、燃料電池自動車（FCV・FCEV）、ハイブリッド自動車（HV・HEV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、天然ガス自動車（NGV）がある。

### 食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のこと。食品ロスの原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階で発生する。

### 自立分散型エネルギー設備

各々の需要家に必要な電力を賄える小さな発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせたもの。平常時の効率的なエネルギー利用だけでなく、災害や事故などにより系統電力が使用できない停



電時においても、分散型電源により安定的に電力を利用できる。

### 3R +Renewable

国のプラスチック資源循環戦略における基本原則。Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の3つのRに、Renewable（リニューアブル：持続可能な資源への切り替え）を加えた総称。ごみを減らし、環境を大切にしまちと暮らしの実現を目指す。

### ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で「ゼブ」と呼ぶ。

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロまたはマイナスにすることを目指した建築物のこと。

一次エネルギーとは、加工されない状態で供給されるエネルギーで、石油や石炭、天然ガスのような採掘資源や、太陽光、水力、風力といった再生可能エネルギーのこと。

基準一次エネルギー消費量とは、省エネ基準の適合を判断するための基準となる一次エネルギー消費量のこと、住宅地の地域区分や床面積などの条件や使用設備機器によって変わる。

	定性的な定義	定量的な定義（判断基準）
ZEB (ゼブ)	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物。	以下の①～②の全てに適合した建築物。 ①基準一次エネルギー消費量から 50%以上の削減（再生可能エネルギーを除く）。 ②基準一次エネルギー消費量から 100%以上の削減（再生可能エネルギーを含む）。
Nearly ZEB (ニアリー ゼブ)	ZEB に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物。	以下の①～②の全てに適合した建築物。 ①基準一次エネルギー消費量から 50%以上の削減（再生可能エネルギーを除く）。 ②基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の削減（再生可能エネルギーを含む）。
ZEB Ready (ゼブ レディ)	ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物。	再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。
ZEB Oriented (ゼブ オリエンテッド)	ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建	以下の①及び②の定量的要件を満たす建築物。 ①該当する用途毎に、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること。 A) 事務所等、学校等、工場等は 40%以上の一次

	<p>建築物。</p>	<p>エネルギー消費量削減。</p> <p>B) ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等は 30%以上の一次エネルギー消費量削減</p> <p>②「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術（WEBPRO において現時点で評価されていない技術）を導入すること。</p>
--	-------------	---

## 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を防ぐため、石炭や石油等の化石燃料からの脱却（脱炭素）をめざし、排出量を減らすだけでなく、実質的にゼロの状態を目指す社会のこと。

## 地球温暖化係数

二酸化炭素を 1 として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの。地球温暖化対策推進法施行令第 4 条において温室効果ガスごとに定められている。

## DX

Digital Transformation の略称。デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

## 電動車

電池を搭載し、動力に電気モーターを使う自動車（EV）のこと。モーターだけで走る電気自動車（BEV）と燃料電池自動車（FCV・FCEV）、エンジンも搭載するハイブリッド自動車（HV・HEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）がある。

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（EV モードによる走行時）・燃料電池自動車（は、走行時に CO<sub>2</sub> を排出しないという環境面の価値を有し、停電時の非常用電源としても活用できる外部給電機能を有する車がある。